

【専門実践教育訓練給付金制度について】

聖路加国際大学看護リカレント教育部の認定看護師教育課程は

厚生労働省の専門実践教育訓練講座に指定されています！

◆専門実践教育訓練講座名：

認定看護師教育課程（訪問看護） 指定番号 1310228- 1920011-8

認定看護師教育課程（認知症看護） 指定番号 1310228- 1920021-0

◇指定期間：2022年10月1日～2025年9月30日

2025年10月1日～2028年9月30日（再指定されました）

1. 教育訓練給付制度とは

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が公共職業安定所（ハローワーク）から支給されます。

2. 支給対象者 <①②いずれか> *初めて制度を利用する場合は支給要件期間が2年以上あれば可！

①受講開始日において雇用保険の被保険者である方のうち支給要件期間※が3年以上ある方

②受講開始日において雇用保険の被保険者でない方のうち被保険者資格を喪失した日（離職日翌日）以降、

受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合は最大20年以内）であり、かつ支給要件期間※が3年以上ある方。

3. 支給額 支給対象者が受講し修了した場合

支払った
教育訓練経費の

資格取得等をし、修了日翌
日から1年内に被保険
者として雇用された又は
雇用されている等の場合

50%
相当額支給
(上限40万円/年)

+ 20%
相当額追加支給
(上限16万円/年)

資格取得等後、訓練修了後
の賃金が受講開始前の賃
金と比較して5%以上上
昇した場合

10%
相当額追加支給
(上限8万円/年)

最大で
合計 80%
相当額支給

4. 制度ご利用にあたって

◆受講開始日の2週間前までに、必ずハローワークの訓練前キャリア・コンサルティングを受け、居住地を管轄するハローワークにて受講前の手続きを行ってください。

◆ご自身の受給資格の確認は居住地を管轄するハローワークにてお尋ねください。

◆制度利用の詳細については教育訓練給付金のリーフレットまたは厚生労働省Webサイトをご覧下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

聖路加国際大学看護リカレント教育部

〒104-0044 東京都中央区明石町10-1

TEL : 03-5550-2247 (直通)

e-mail : nintei@slcn.ac.jp

URL: <https://edu-sk.luke.ac.jp/>

